

# ドイツ ニュースレター

## I. 付加価値税パッケージ (Mehrwertsteuerpaket)

### 目次

I. 付加価値税パッケージ	1
1. 役務の提供の場所	2
2. 前段階控除税額 (VAT) 還付手続き	3
II. その他のトピック	5
1. 経済成長促進による雇用安定対策	5
2. 2009年度に関する変更事項	6
3. 定額通勤費の控除制限は違憲	7

付加価値税パッケージは、2008年に採択された三つのEU指令に基づいています。その他の役務 (sonstige Leistungen) の提供場所 (Ort der Dienstleistungen) を規制する指令 (RL2008/8/EG) 及び前段階VAT還付手続きを規制する指令 (RL2008/9/EG) ならびに前出の2つの指令導入に伴うEU加盟諸国の相互協力の指針となる規則 (Verordnung) の三つです。

新規定のねらいは、EU内の付加価値税制度の近代化と簡易化および競争による市場のひずみを削減することにあります。これはひとつには役務の受益者が所在する場所を課税地とするという受益者原則 (Empfängerortprinzip) を導入することによって達成することが目指されます。この受益者原則は、役務の提供においては役務の提供者が事業を行う場所を課税地とするという現行のEU付加価値税制度の原則と逆の基軸に立つものです。注意しなければならないのは、受益者原則は、その他の役務についてのみ適用され、財貨の供給 (Lieferung) には適用されないということです。また、受益者原則が適用されるのは、事業者またはVAT-ID番号を付与されている法人に提供された役務のみです。

付加価値税パッケージのもうひとつの柱は、EU加盟国内に居住する事業者が他のEU加盟国の前段階VAT還付手続きを行うにあたっての新規定です (非EU加盟国に居住する事業者においては手続きの変更はありません)。事業者が居住国以外において前段階VATの還付を受ける場合には還付手続きが必要になりますが、現行のように前段階VATの還付を受けようとする個々のEU加盟国において直接還付申請するのではなく、事業者がその居住国においてまとめて還付申請できるようになります。事業者は、引き続きEU加盟国ごとに申請書を作成しなければなりません。提出先は居住国の当局となり、そこから各加盟国に転送されることとなります。

さらに、前段階VAT還付の申請は電子申告によって行うことが義務付けられます。これにより、請求書または輸入書類の原本の提出が不要となりますが、場合によっては各加盟国の当局により提出を要求されることもあります。還付申請の提出期限は、翌年の9月30日 (現行では6月30日) となります。

EU指令によると、付加価値税パッケージは基本的に2010年1月1日までに国内法に導入されなければなりません。2011年、2013年及び2015年に発効することとされる規定も中にはあります。ドイツは2008年12月24日に公布された2009年年次税法によりこの付加価値税パッケージを売上税法に導入しており、2010年1月1日から売上税法第3a条 (その他の役務の提供場所) および第3b条 (輸送役務の提供場所) が変更されることとなります。以下は、変更事項の要点了。

# 付加価値税パッケージ (Mehrwertsteuerpaket)

## 1. 役務の提供の場所

供給者と受益者が異なる国に居住する場合、どこが役務の提供場所となるかということは、重要な問題です。役務の提供がどこでなされたかによって、売上税の課税権がどの国に帰属するかが決定されるからです。

### (基本原則)

新法による売上税法3a条2項は、事業者に対するその事業目的での役務の提供においては受益者が事業を行う場所を供給の場所としています(受益者原則)。受益者が事業活動を行っていない法人でもVAT-ID番号を付与されていれば(例:公法上の団体、社団法人、ホールディング会社、国立大学等)、この原則は適用されます。それ以外のケース(例:個人)では、役務の提供場所は、供給者が事業を行っている場所になります(新売上税法3a条1項)。

役務の提供場所の決定に際しては、今後二つの相違する原則が適用されることになりますので、供給者は、役務の受益者が、事業者であるか事業活動を行っていない法人であるかを確認する必要があります。さらに、役務の提供が受益者または事業者が事業活動を行っている場所(通常は本店所在地、恒久的施設の場合はその所在地)で売上税対象取引とされるのかどうかの検討が必要です。つまり、受益者が提供された役務を事業目的のために使用するのか、それ以外の目的のために使用するのか、あるいは事業活動を行っていない法人でもVAT-ID番号を付与されているのかも確認する必要があります。

### (例外規定)

上記の“二元的”基本原則(新売上税法第3a条1項および2項)は、特定の役務に関しては適用されず、特別規定が優先適用されます。

#### ▶ 仲介役務

現行では、仲介役務の提供場所は仲介された売上が立つ場所です。いわゆるカタログ役務<sup>1</sup>(例外役務)については、例外的に、受益者が事業者であれば受益者が事業活動を行っている場所が役務提供の場所となります。また、受益者が供給者とは別のEU加盟国のVAT-ID番号を付与されている場合は、当該他のEU加盟国が役務の提供場所とされます。新規定によると、仲介役務が事業者に対しその事業目的で提供されたか、事業活動は行っていないがVAT-ID番号を付与されている法人に提供された場合は、受益者の所在する場所が役務提供の場所とされます。その他のケースにおいては、以前と同様に仲介された売上が立つ場所が役務提供の場所となります。

#### ▶ 不動産関連役務(宿泊を含む)

不動産に関連する役務の提供に関しては、現行規定からの変更はなく、不動産の所在場所が役務提供の場所となります(新売上税法 3a 条 3 項第 1 号)。役務の受益者が事業者、事業活動を行っていない法人、あるいはその他の非事業者であるかどうかということには関係ありません。

#### ▶ 輸送役務

現行では、旅客または貨物の輸送における役務の提供場所は輸送区間によって決定されます。事業者に対し提供されるEU域内における貨物の輸送は、原則的に輸送の開始場所が役務の提供場所です。

新売上税法第3b条によると、旅客の輸送役務に関しての変更はなく、現行どおり輸送が行われる場所が役務の提供場所とされます。つまり、旅客の輸送役務に関しては、基本原則(受益者原則)は適用されません。輸送区間が国内だけに留まらない場合、国内区間に対応する部分のみが売上税の課税対象取引とされます。この規定は受益者が事業者であるかそうでないかに関わらず適用されます。

これに対し貨物の輸送に関しては、事業者に対してその事業目的で提供される場合、または事業

<sup>1</sup> 著作権、ライセンス、商標の使用供与、コンサルティング、弁護士・会計士等アドバイザー業務、データ処理、情報提供、不動産の賃貸、通信サービス等

## 付加価値税パッケージ (Mehrwertsteuerpaket)

活動は行っていないがVAT-ID番号を付与されている法人が受益者の場合は、基本原則により受益者の居住する場所が役務提供の場所となります(新売上税第3a条2項)。これは輸送区間がEU域内(輸送が開始される場所と終了する場所が2つの異なるEU加盟国)であるかどうかに関わらず適用されます。これに対し、非事業者等その他の受益者に対する役務提供の場合は、EU域内輸送であるかそうでないかを区別しなければなりません(新売上税法第3b条)。EU域内輸送である場合は、輸送が開始される場所が役務の提供場所となり、EU域内輸送でない場合は、輸送の行われる場所が役務の提供場所となります。

積荷の荷積み・荷降ろし・積替え等の副次的な役務については、事業者に対する事業目的の役務提供であるか、または事業活動は行っていないがVAT-ID番号を付与されている法人に対する役務提供であるかどうかを確認する必要があります(新売上税第3b条2項)。該当する場合、副次的役務の提供場所は、受益者の居住場所となります。受益者が上記以外の場合は、当該副次的役務に関わる主たる輸送の行われる場所が役務の提供場所となります。

### ▶ 有形動産に対する加工

現行では、有形動産に対する加工については、役務の提供が非事業者に対して行われるのか、動産が加工の行われるEU加盟国に留まるのか、他のEU加盟国のVAT-ID番号が使用されるのかで取り扱いが異なります。

新売上税法第3a条2項、3項第3c号では、有形動産に対する鑑定または加工が事業者に対しその事業目的で行われるのか、または事業活動は行っていないがVAT-ID番号を付与されている法人に対して行われているかで取り扱いが異なります。前述のいずれかに該当する場合は受益者の居住する場所における売上税対象取引とされます。それ以外の場合は、実際に役務の提供が行われた場所における売上税対象取引とされます。新規規定により、動産が加工の行われるEU加盟国に留まるかどうかという点は考慮されなくてもよくなります。ただし、不動産関連役務については区分が複雑になる可能性があります。

### ▶ 第三国におけるカタログ役務(例外役務)

現行においても、カタログ役務の提供場所に関する特別規定があります。2010年1月1日以降の新売上税法第3a条4項)においても特に変更はありません。しかしながら、今後、カタログ役務の提供場所の決定について、すべてのケースにおいて基本原則(新売上税法第3a条1項および2項)の例外とされるわけではなくなります。つまり、カタログ役務であるかどうかは、受益者が第三国(EU域外)に居住し、かつ、事業目的で役務を提供される事業者でない、または事業は行っていないがVAT-ID番号を付与されている法人でない場合にのみ重要になります。受益者がEU域内に居住していれば、カタログ役務の提供場所は基本原則(新売上税法第3a条1項、2項)に則り判断されることとなります。役務の提供が事業者に対しその事業目的で行われる、または事業は行っていないがVAT-ID番号を付与されている法人に対して行われる場合は、役務の提供場所は受益者が事業を行う場所とされますが、その他のケースにおいては供給者が事業を行う場所とされます。

### ▶ 電子サービス

ここで言う電子サービスとは、供給者が受益者に対してその成果(例えば鑑定結果や計画書)をEメールを媒介としてコミュニケーションしたというだけでは成立したことになります。電子サービスとは、インターネットサイト、ソフトウェア、音楽、ゲーム、画像、映像またはデータバンクへのアクセス提供、サーバーレンタル、ソフトウェアおよびハードウェアの遠隔管理といった情報技術サービス等のことです。

現行では、電子サービスが事業者あるいは非事業者に対して供給されたかという点が、役務の提供場所を決定する基準となります。受益者が事業者であれば、受益者が事業を行う場所が役務の提供場所とされます。これに対し、受益者が非事業者である場合は、受益者及び供給者がEU域内に居住するのか、または役務が国内で利用または活用されるのかによって、役務の提供場所が異なります。付加価値税パッケージによる変更は遅くとも2015年から導入され、電子サービスの提供場所は、受益者が事業者であるか否かに関わらず、受益者の居住する場所となります。

# 付加価値税パッケージ (Mehrwertsteuerpaket)

## 2. 前段階控除税額(VAT)還付手続き

前段階VAT還付手続きが必要になるのは、事業者がVAT登録していない国で支払った前段階VATを控除しようとする場合です。国外で支払った前段階VATは、国内における売上税仮申告と同様の手順では還付されません。事業者は、当該取引に関わる売上税を収税した外国の当局に対して前段階VATの還付手続きを行う必要があり、各国でその手続きは異なります。このような煩雑さを回避するために、今後は事業者が事業を行う国においてまとめて還付申請することが出来るようになります。ただし、これはEU加盟国内に居住する事業者に限定されますので、非EU加盟国における前段階VATの還付を受ける手続きおよび非EU加盟国に在住する事業者がEU加盟国で前段階VATの還付を受けようとする手続きに変更はありません。

以下は、EU加盟国所在事業者が所在地国以外のEU加盟国(以下還付国)において前段階VAT還付手続きを行う場合の主な論点です。

- ▶ 還付申請のための実質的要件(基本的に大きな変更はありません。)
  1. 申請者が還付対象期間に還付国に居住していなかった事業者であること。
  2. 申請者が財貨の供給または役務の提供を還付国において行っていないこと。免税輸送役務及びその関連役務、ならびにVAT債務が受益者に転嫁される役務(リバースチャージ)の場合は例外とする。
  3. 前段階VATが財貨の供給、役務の提供、財貨の輸入に基づくものであること。
  4. 申請者が、還付国内で供給または提供された場合であっても、前段階VAT控除が可能とされる種類の売上を実現するために当該財貨または役務を使用したこと。これは、前段階VAT控除が例外的に認められる免税取引やリバースチャージの対象取引についても適用される。
  5. 申請者がその居住国において前段階VAT控除可能な財貨の供給または役務の提供を行ったこと。
  6. 申請者がその居住国において、前段階VATの全額控除を受けられない場合は、還付国においてもそれに応じた割合までしか還付を受けられない。

### ▶ 申請の形式

申請者は、還付国に対して還付申請をする必要はなくなり、その居住国において申請することになります。ドイツに居住する事業者が、他のEU加盟国において発生した前段階VATの還付を受けたい場合は、売上税法第18g条に基づき連邦中央税務庁(Bundeszentralamt für Steuern)に対して申請しなければなりません。申請は定められた方法によって電子フォームで送られなければならない、書面による申請はできません。

### ▶ 電子署名は2011年から可能

前段階VAT還付手続きを規制するEU指令(RL2008/9/EG)は、署名指令(RL1999/93/EG)などに基づく申請者の認証について定めていません。ただし、租税通則法第150条7項(2009年年1月1日施行)が前段階VAT還付申請にも適用され、署名認証が要請されることになると考えられます。この新规定によると、2011年1月1日以降、電子フォームによる税申告を行う場合は、署名法(Signaturgesetz)に定める条件付電子署名が必要とされることとなります。

### ▶ 申請期限

還付申請の提出期限は還付対象期間の翌年の9月30日までです。申請書類を揃えて9月30日までに所在国の当局(ドイツの場合は連邦中央税務庁)に提出しなければなりません。

### ▶ 還付対象期間

還付対象期間は、従来通り最低3ヶ月、最高12ヶ月です。3ヶ月から12ヶ月の間であれば、申請者が還付対象期間を自ら決めることができ、一回の申請で済ますか複数の申請にするかを選ぶことができます。この措置により、申請手続きが一定時期に集中するのを回避することができます。

### ▶ 還付申請の最低金額

還付申請が可能なのは、還付金額が50ユーロを超える場合です。還付対象期間が3ヶ月以上1

# 付加価値税パッケージ (Mehrwertsteuerpaket)

年未満である場合、還付金額は最低400ユーロ以上でなければなりません。

## ▶ 申請手続き

事業者が還付申請を電子フォームによって行った場合、居住国税務当局(ドイツにおいては連邦中央税務庁)は電子フォームにより遅延なく受領確認を行わなければなりません。居住国税務当局は、還付国の当局に書類を転送する前に予備審査を行います。これは主に還付対象期間に当該申請者が事業者であったか、または、前段階VAT控除の適用対象外となる免税取引を行ったかどうかを確認するものです。

予備審査通過後、申請書類は還付国の当局に転送されますが、その際に居住国当局は、事業者事項及びVAT-ID番号または納税者番号の有効性を証明します。これにより事業者が事業者証明書を申請し、還付国の当局に提出する必要はなくなります。還付国の当局は、申請者に対し電子フォームで受領確認を行います。当局は4ヶ月以内に前段階VAT還付申請に対する査定を行う義務があります。書類が不備の場合は、その4ヶ月の審査期間以内に不足書類の提出を要請しなければなりません。正当な疑念がある場合請求書または輸入書類の原本を要求することができます。書類請求をされた申請者またはその代理人は、請求から1ヶ月以内に追加書類を提出する必要があり、提出期限を過ぎた場合は書類の不備を理由に申請が却下されることも考えられます。還付国の当局は一方で、1ヶ月の追加書類提出期限を過ぎた時点から2ヶ月以内に査定を行う義務を負っています。この場合の審査期間は少なくとも4ヶ月から6ヶ月に延長されます。

## ▶ 査定

還付国の当局は、前段階VAT還付査定を必ずしも電子フォームで行う必要はありません。申請が受理されれば、4ヶ月(場合によっては6ヶ月)の審査期限終了後10日以内に還付を行わなければなりません。申請を全額または一部却下する場合、税務当局はその根拠を提示しなければなりません。査定に対する意義申し立ての手続きは、還付国の国内法に拠ります。

## ▶ 還付税額に対する利息

還付税額に対する利率は、各還付国における(国内事業者に対する)VAT還付に関する国内法に準拠します。ドイツの場合、月に0,5%つまり年率6%とされています。利息期間は上記の通常4ヶ月の査定期間及び10日間の還付期限終了後、開始され、申請者に対して還付の支払いが行われた時点で終了します。利息計算は日割りで行われます。

## ▶ 適用開始時期

新しい前段階VAT還付手続きは、2010年1月1日以降に提出される還付申請から適用されます。事業者は2009年中に発生する前段階VATに関して、従来の手続きで行うか(2009年中に還付申請を行う場合)、新規に基づいて手続きを行うのか(2010年になって申請する場合)、選択することができます。

## II. その他のトピック

### 1. 経済成長促進による雇用安定対策

連邦政府は2008年11月5日付で経済成長促進による雇用安定対策(Maßnahmepaket Beschäftigungssicherung durch Wachstumsstärkung)を閣議決定しました。これは、世界的な金融危機とそれに続く景気減速のなか経済成長と雇用の安定化を図るために講じられた対策で、主に次の4点が、税務上の変更点として挙げられています。

#### ▶ 定率法による償却

2009年度から、2年の期間限定で固定資産のうち動産については定率法によって償却できます。定率法による償却は、定額法による償却額の2.5倍まで可能で、年率25%を超えてはなりません。定率法による償却は、2009年1月1日から2010年12月31日までの間に取得または製造された動産に対して適用することができます。

## その他のトピック

定率法による償却は、これより前2008年企業収益税制改正法により撤廃されていました。

### ▶ 特別償却

中小企業優遇策として所得税法第7g条で規定されている特別償却の適用条件となる事業資産／利益の上限額が、2年間(2009年1月1日から2010年12月31日まで)の期間限定で引き上げられました。事業資産の上限は335,000ユーロ(現行235,000ユーロ)、利益の上限は200,000ユーロ(現行100,000ユーロ)となります。

所得税法第7g条は、事業資産／利益の条件を満たした場合、新しく取得した動産に関して通常の償却のほかに、取得の年から5年間にわたって総額で取得価格または製造価格の20%まで償却できることを規定しています。

### ▶ 家事サービスに対する税務上の特典

2009年1月1日以降に提供された家の修理および改修に関わる工事サービスについては支出の20%、上限1,200ユーロまで(現行600ユーロまで)が所得税から減額できます。ただし、この規定は2年後には見直される見込みです。

### ▶ 車両税(Kfz-Steuer)

2008年11月5日から2009年6月30日の間に新車を購入した場合、車両税が一年間免除されます。排気ガス基準「ユーロ5」および「ユーロ6」を満たす新車に関しては、最長免税期間が新規登録から2年間に延長されます。いずれの場合も免税措置は2010年12月31日に終了します。また、低公害車については過去に購入された中古車であっても優遇措置の対象となります。新車登録の時点から「ユーロ5」の認定を受けている乗用車については2009年1月1日から1年間車両税が免除されます。

## 2. 2009年度に関する変更事項

▶ 児童手当は2009年から、第二子まで月々164ユーロ(現154ユーロ)、第三子からは170ユーロ(現154ユーロ)、第4子から195ユーロ(現179ユーロ)に引き上げられます。これに伴い、子女控除額も1,920/3,840ユーロ(単独申告/夫婦合算申告、現1,824/3,648ユーロ)に引き上げられます。

▶ 前年度の売上税債務が6,136ユーロを超える場合は、売上税の月次仮申告を行う義務がありますが、2009年度から基準値が7,500ユーロに引き上げられます。前年度の売上税債務が512ユーロを超える場合は、四半期毎の仮申告を行う必要がありますが、2009年度から基準値が1,000ユーロに引き上げられます。前年度の納税額が1,000ユーロ(現行512ユーロ)以下の場合仮申告義務から免除されます。

### ▶ 社会保険料率および算定基準限度額\*

2009年度の社会保険料の算定基準限度額は、以下のように引き上げられます。

社会保険料率および算定基準限度額*				
	旧連邦(旧西ドイツ)		新連邦(旧東ドイツ)	
	月額	年額	月額	年額
年金／失業保険 算定基準限度額	5,400 €	64,800 €	5,400 €	64,800 €
法定健康／介護保険 加入義務限度額	4,050 €	49,600 €	4,050 €	49,600 €
健康／介護保険 算定基準限度額	3,675 €	44,100 €	3,675 €	44,100 €

\*給与がこの限度額を上回っても社会保険の掛金は上昇せず、いわゆる頭打ち額となる。

## その他のトピック

### ▶ 社会保険料の納付期限

2008年1月1日から社会保険料納付金額の証明書類は、納付期限の2営業日前までに作成されなければならなくなりました。保険料の納付期限は、その月の最終銀行営業日から遡って3営業日前までに納付しなければなりません。2009年度の納付額の証明書提出期限および納付期限は次のとおりです。

社会保険料の納付期限						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
証明書提出期限	26日	23日	25日	24日	25日	24日
納付期限	28日	25日	27日	28日	27日	26日
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
証明書提出期限	27日	25日	24日	26日	24日	22日
納付期限	29日	27日	28日	28日	26日	28日

### 3. 定額通勤費の控除制限は違憲

かねてからその違憲性を問われておりました定額通勤費(片道通勤距離1kmあたり0.30ユーロ)の控除制限(2007年度から片道通勤距離が21km以上の場合のみ控除可能・所得税法第9条2項)の措置は、平等原則の見地から見て違憲であるとの判決が連邦憲法裁判所で下されました(2008年12月9日付)。これにより、定額通勤費控除は以前の同様に距離制限なく適用されず(2007年度から遡及適用)。

2007年度の所得税申告における定額通勤費の控除制限に関しては、暫定措置が取られているため、片道通勤距離を申告書に明記して提出した場合は、課税額は自動的に訂正されその分の還付が行われます。片道通勤距離が20km以下で申告書に記述をしなかった場合は、書面(形式は自由)で通知する必要があります。定額通勤費の控除制限に関して意義申し立てをした場合は、すでに還付が行われていると思われず。最後に、2007年度の所得税申告書をまだ提出していない場合は、全片道通勤距離を記入するようにしましょう。

さらにこの判決に伴い、通勤手当に関する15%分離課税を片道通勤距離が21km以上の場合のみに制限していた2007年度以降の処置を廃止し、全距離に対して分離課税が可能であることを明記した通達(2008年12月30日付)も公表されています。この判決はまた、社会保険料にも影響を及ぼしています。分離課税された通勤手当は社会保険料算定ベースの対象にはなりませんので、過去に訴求して賃金税の分離課税が実施された場合、通勤距離20kmまでの部分に関して支払ってきた社会保険料は、還付されます(2008年12月12日付の社会保険当局による通達)。通常は還付申請をする必要はなく、月次の給与計算の枠内で相殺が行われる見通しです。

## コンタクト先

Ernst & Young AG  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft  
Steuerberatungsgesellschaft  
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ  
Graf-Adolf-Platz 15  
40213 Düsseldorf  
Germany  
国吉 卓司  
Phone +49 211 9352 10316  
Fax +49 211 9352 18026  
[Takuji.Kuniyoshi@de.ey.com](mailto:Takuji.Kuniyoshi@de.ey.com)

梅田 健二  
Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
[Kenji.Umeda@de.ey.com](mailto:Kenji.Umeda@de.ey.com)

フランクフルト  
Mergenthalerallee 3-5  
65760 Eschborn  
Germany  
高橋 存根  
Phone +49 6196 996 27437  
Fax +49 6196 996 27295  
[Zonne.Takahashi@de.ey.com](mailto:Zonne.Takahashi@de.ey.com)

中村 精潤  
Phone +49 6196 996 16273  
Fax +49 6196 996 27295  
[Kiyohiro.Nakamura@de.ey.com](mailto:Kiyohiro.Nakamura@de.ey.com)

ミュンヘン  
Arnulfstrasse 126  
80636 München  
Germany  
佐渡 昭伸  
Phone +49 89 14331 22188  
Fax +49 181 3943 22188  
[Akinobu.Sado@de.ey.com](mailto:Akinobu.Sado@de.ey.com)

ハンブルク  
Rothenbaumchaussee 78  
20148 Hamburg  
Germany  
梅田 健二  
Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
[Kenji.Umeda@de.ey.com](mailto:Kenji.Umeda@de.ey.com)

シュツットガルト  
Mittlerer Pfad 13  
70499 Stuttgart  
Germany  
中村 精潤  
Phone +49 6196 996 16273  
Fax +49 6196 996 27295  
[Kiyohiro.Nakamura@de.ey.com](mailto:Kiyohiro.Nakamura@de.ey.com)

Ernst & Young

Assurance|Tax|Transactions|Advisory

Ernst & Young in the world

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 135,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve their potential.

For more information, please visit  
[www.ey.com](http://www.ey.com).

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

© 2009

Ernst & Young AG  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft  
Steuerberatungsgesellschaft

All Rights Reserved.

JBSG 0209

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.